

土浦市立土浦第三中学校の部活動に係る活動方針

令和6年4月改定

1 部活動の基本的な考え

- 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進、豊かな心の涵養においても極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図れるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。

2 部活動の休養日の設定

- 学期中は週当たり2日以上（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日はいずれか1日以上）を休養日とする。また、週末に大会参加等で2日間とも活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、生徒が十分な休養を取ることができるようにするとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、以下の休養期間を設ける。
 - ・定期試験等の実施前の3日間
 - ・学校閉庁日

3 部活動の活動時間

- 1日当たりの活動時間（準備、片付け、移動時間を含まない）は、平日2時間、休日3時間程度とし、1週間当たりの活動時間は11時間を上限とする。ただし、練習試合や大会等の当日は除く。

4 部活動の朝の活動

- 朝の活動は行わない。
ただし、以下の場合に限り、保護者からの同意及び校長の承認を得てから行うことができる。
 - ・学校の部活動として通常設置していない駅伝大会や陸上競技大会への参加など特設の活動を実施する場合

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- 各部が参加する大会・試合や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等の数の上限の目安を12大会程度（総合体育大会・新人体育大会は除く）とする。